**平成２９年３月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成29年３月28日（火）　　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、

玉邑恵子委員、瀧本朝光委員

　　　　　　　　　　岩倉みどり教育課長、後藤由多加教育課副課長兼指導主事、奥村裕学校教育指導員

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠　席　者：　　　　草柳栄子委員

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

（１）真鶴町入学支度金支給規則の一部改正について

係　　　長 　資料１をご覧ください。「真鶴町入学支度金支給制度」の一部改正について説明させていただきます。こちらは、高等学校等に就学する方で、経済的理由により支援が必要と認められる方に対して、入学支度金を支給する制度です。

　今回の改正内容は新旧対照表のとおり様式第１号「入学支度金支給願書」の改正です。改正前の「家族構成職業等」の部分について、不必要な情報の記載を求めることは配慮する必要があることから削除し、新たに税務情報の使用および個人情報の取り扱いに関する部分を明示するため、下線部分を追加するものです。以上です。

教　育　長 　ただいまの説明について、ご質問またはご意見がありましたらお願いします。

委　　　員 　改正前と改正後の日付が同じなのはどうしてですか。

係　　　長 　これは規則が制定された日付が記載されています。

教　育　長 　他にはありますか。真鶴町入学支度金支給規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。

委　　　員 　（全員挙手）

教　育　長 　全員賛成です。

（２）まなづる図書館条例施行規則の一部改正について

係　　　長 　まなづる図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご覧ください。改正後の第13条、貸出の停止、「図書館長は、図書館資料の返納を怠った者に対して、一定期間、図書館資料の館外利用を停止させることができる」を新たに規定するものです。まなづる図書館では図書館資料の館外貸出をして、返却予定日から２ヵ月を過ぎても返却をしない図書館利用者に対して、電話や葉書で催促を行っていますが、この利用者が資料の返却や弁償の手続きをしないまま、新たに図書館資料の貸出を受けるケースが見られます。現在は、このような利用者に、貸し出しを制限できるような規則がないため、再度貸し出しを行っていますが、返却をされない資料については他の利用者が利用できず、遅延する利用者は再び延滞することも多く見られる為、他の利用者に迷惑がかかることもあります。このような催促や弁償に応じない利用者に対して、その状況に応じて貸し出しに制限を行えるよう新たな条文を加えるものです。県内でも、ほとんどの図書館で、延滞者に貸し出しの制限を行えるような条例や規則を設けています。通常の貸出期間は、図書は２週間、雑誌と視聴覚類は１週間です。以上です。

教　育　長 　ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

委　　　員 　弁償が必要な場合については、どのようなケースがありましたか。

係　　　長 　返却が遅延している利用者が、返却が行わないまま新たに本を借り、紛失や、破損してしまったという事例が報告されています。

教　育　長 　この改定の趣旨は、このことによって他の利用者への配慮のため改定を行うということでよろしいか。

係　　　長 　そのとおりです。

委　　　員 　返納を怠った場合で、弁償が必要とされる範囲や、期間等はどのように考えていらっしゃいますか。

係　　　長 　弁償は紛失などの場合、利用者と協議の上で弁償の申し出をしていただきます。期間は先ほどのとおり図書は２週間、雑誌と視聴覚類は１週間で、催促などを行い、その後の部分に関しては個々のケースに応じた対応になると思います。

教　育　長 　お願いとしては、ご承認いただいたその後の状況について、改正による状況の変化などをしばらくは事務局からご報告いただきたいと思います。それではまなづる図書館条例施行規則の一部改正について、賛成いただける方は挙手をお願いします。

委　　　員 　（全員挙手）

教　育　長 　全員賛成です。

（３）真鶴町立学校等文書取扱規程の一部改正について

係　　　長 　資料３をご覧ください。こちらは幼稚園、小中学校の文書の取り扱いに関する規程となります。二点改正箇所があります。一点目は教育福祉振興会に関する文書についてで、小学校のみ規程がありますが、中学校にも文書が存在するということが学校から報告されましたので、追加するものです。二点目は児童生徒指導等関係です。こちらはいじめに関する文書になります。現在、保存年限は１年として管理していました。いじめに関する文書の管理として、１年は他市町村と比べても短くなっております。また、教頭会でも１年という期間について検討を行い、５年が適当であるとなりました。新たにいじめ問題関係という文書分類を追加し、幼稚園や小中学校に亘って規定するとのことです。以上です。

教　育　長 　質問やご意見はございますか。

委　　　員 　いじめアンケートなどがいじめ関係書類にあてはまると思いますが、アンケート以外はどのようなものを考えられていますか。

係　　　長 　個別の案件があった際の記録や関連書類などが当てはまります。アンケートは全体のものになります。

委　　　員 　案件というのは、いじめ検討委員会の記録なども含まれるのですか。それだとかなりの個人情報も含まれると思いますがいかがですか。

指導主事 　まず、５年とした理由からご説明します。例えば、小学校でいじめ事案が発生し、中学校に上がってから重大事態に発展した場合に、小学校で記録された資料が残されていないことを避ける為、小学校を卒業し、中学校へ進んだ児童について、小学校でも資料を保存する期間設定が必要でした。いじめアンケートとは、分類として一次資料となります。それを受けたまとめ、指導内容、会議録などは二次資料となりますが、これらを含め５年間保管したいと考えています。保存の対象とする資料の判断としては、教育委員会から学校へいじめの件数について調査を行っておりますので、それに係る範囲の資料がこれにあたると考えています。

委　　　員 　教育委員会に報告されてきたものをいじめと認定し、保存するということでしょうか。

指導主事 　いじめかどうかという部分は、学校で判断していただき、報告としてあがったものは保存していただくということになります。

教　育　長 　残す資料の種類は、一次資料と二次資料となります。年限が５年なのは、なぜでしょうか。

指導主事 　小学校の高学年から中学卒業まで保管するというような考えで決定しました。小学校低学年で起きた事案は卒業まで保管されます。

教　育　長 　横浜であった福島原発の影響で避難していた児童に対するいじめの事案は小学２年生から始まっていて、中学校１年生まで続いています。５年という期間は十分かという部分で疑問に感じます。その点についてご意見を伺いたいと思います。

委　　　員 　５年は妥当と思います。小学校での資料が中学校にしっかりと引き継がれて、それが３年間残るということが大切だと思います。５年間という期間だけに注意がいってしまい、期限が来ればそこで終わりというより、何かあった時に小学校での資料を見て確実に確認できるというシステムを作ることが重要だと思います。

教　育　長 　委員のご意見に関して、事務局からはいかがですか。

指導主事 　引き継ぎは今までより強化しています。個別に書類を作成し、それに伴う様式も作成しております。実際に他の事例として、中学校でいじめが小学校から続いているものだということから、小学校で保管されていた資料から事実確認をしたところ、小学校の資料にはそういった記載がなかったということがありました。いじめ問題については、根拠に基づいて、調査や解答を行うべきであり、そういったものを残しておくためにこういった期限で考えさせていただきました。

委　　　員 　文書保存には、１年、３年、５年のうちどれかなど、決まった年数があるのですか。

教　育　長 　それは決まっているのですか。

係　　　長 　１年、３年、５年など役場としての文書管理の決まりはあります。それに準じた形で今回の規程を行っており、おそらく県でも７年、９年はないと思います。

教　育　長 　他市町村の取組はどうなっていますか。

係　　　長 　箱根は現在３年保存ですが、５年を検討しているようです。

教　育　長 　５年で管理を行っている団体から、問題点などは上がっていますか。

係　　　長 　義務教育の９年間を考えると短く感じるかもしれませんが、高学年のものは中学卒業まで残ります。10年間だと学校で保管する場所が無いことも問題です。学校からも実際に保存することなどを考えると５年が妥当であるとのご意見をいただきました。

教　育　長 　保管資料の内容、保管期間以外にご質問はありますか。

委　　　員 　中学校の資料は５年も保管する必要はありませんね。

係　　　長 　確かにそうですね。

委　　　員 　子どもも３年生や４年生になり、個性が出るようになってから５年なら、資料の保管期間として良いと思います。低学年の時の資料は、その後に状況が変わることが多いので、それを10年も残す必要はないと思います。

委　　　員 　５年間のいじめ問題の関係書類の保存は重要だと思います。しかし、次に引き継ぐことがメインであり、その中で次の学校に引き継いでいくことが重要だと思います。

教　育　長 　引き継ぎについて付帯意見をつけるということでよろしいでしょうか。それもふまえ、真鶴町立学校等文書取扱規程の一部改正について異議の無い方は挙手をお願いします。

委　　　員 　（全員挙手）

教　育　長 　全員賛成です。

(４) スマホなどによるいじめ防止基本方針(案)について

指導主事 　資料４をご覧ください。ネットワーク環境に依存するいじめ全般の問題です。子どもたちがネットワーク環境に接続できる媒体としては、スマートフォンが最も多く、続いてゲーム機となります。スマートフォンを利用したいじめの特徴として、発見しにくい、進行に気が付かない、学校外でも起きる、家庭でも気づきにくい、起きる時間に区切りがないということがあげられます。これまでは物理的に直接的な関わりから、いじめが起きていました。しかしスマートフォンが普及したことから生じるいじめでは24時間いじめに遭うリスクに晒されています。これまでは、学校から家に帰ればいじめから逃れられたのですが、これからは家に帰っても被害に遭うことが考えられ、子どもたちにとって、かなり辛い状況となることが危惧されます。

　二点目に、判断力、行動力が育つ前に使い始め、スマートフォンにはまり込み、SNSの利用により、子どもの価値観や生活などが悪影響を受けているケースが見られるということです。正しい使い方を知らないままに、使用することで、それぞれ勝手に自分流のルールを作ってしまい、共通したルールの無いまま繋がってしまう危険性があります。

　三点目です。使い始めるときは遊び感覚でいじめの意識はない場合もあります。しかし、SNSを利用する中で仲間外しや短絡的な言葉でのいじめに繋がるケースが見られます。要因として、短い言葉でつづられることによりコミュニケーションが短絡的になるということ、安易な拡散と構成員の閉鎖性により仲間外れを作りやすいということがあります。仲間外しから孤立という構図はネットワークを関しない他のいじめと同じです。SNSでは顔が見えず表情も声のトーンもありません。文字だけのやり取りなので誤解が生じやすくなります。言葉に表れない部分を察することができず、軋轢を生みやすく、誤解をはらみやすい状況が積み重なっていじめに繋がっていくことが考えられます。またそれが瞬時にグループの全員に共有されてしまい、スピード感のあるいじめとなってしまいます。

　四点目です。SNSを利用することにより、安易に友人ができたと感じることがあります。インターネットを経由するゲームなどには、全く知らない人と触れ合うというヴァーチャルな危険性が伴います。

　最後に、今までの真鶴は保護者や町民の力のおかげで子どもたちが素直に育つ環境が守られていました。しかし今の子どもたちは私たちが気づきにくいところで外部から直にスマ―トフォン等の影響にさらされています。子どもたちが育ってきた今までの生活環境が外部から壊されていくことになります。これまでと同じ環境の中で子どもたちを育てることが困難になっています。家の中にいても、山の中にいてもネットワークに接続する媒体があれば誰かに繋がることができる環境です。

　そういったことをふまえ、指導のあり方という部分をご覧ください。いじめ防止の主体者である子どもに判断力と行動力を育てることが大きな目的となります。事後対応に終始するとモグラたたきの状態に陥ることが考えられます。そこで、いじめの防止の主体者である子ども自身がいじめ防止に対して主体的に取り組み、その活動をとおして、子ども自身にいじめに対しての判断力と行動力を育てます。具体として、「ａスマホ等の問題に対して主体的に関わる指導を工夫する。ｂいじめに関する判断力と行動力を育てる指導を工夫する。ｃ児童・生徒自らがスマホ等の決まりを考える。＊シチズンシップ教育の考え方を取り入れた活動＊ラインの本当の怖さを理解したうえで、どのように利用するかを考えさせる」といったことを考えています。シチズンシップは、市民町民として、社会の中でマナーやルールの中で助け合って生きていこうとする精神です。

　次に年少期からの計画的な指導です。今後、スマートフォン等の使用年齢は低年齢化していくことが予想されます。スマートフォンなどを使いだす前に指導を施していくことが必要となります。低年齢化傾向をふまえると小学校３年生、４年生までには指導が講じられていることが理想です。小学１年生から発達段階を考慮し、先ほど申し上げたａやｂ、ｃの三点に関する指導を計画的に行う必要があると考えます。これは小学１年生から中学３年生までの指導計画といったところで、学校でも考えていく必要があると思います。

　次に、全ての教育活動の中で常に大切にする内容として、多様なものの見方や考え方を大切にし、自分と異なる考え方や意見を受け止める姿勢を育てます。また、コミュニケーション能力を伸長させます。

　基本的にはいじめ指導とこういったスマートフォンの指導は関連する内容です。しかし、スマートフォンの場合としてすみわけをした指導を行うことで、子どもへの教育効果はより高まると考えます。スマートフォンの指導と、日常の指導の両輪で行う必要があると思います。

　また、これについて、子どもへの指導のみでは不十分だと思いますので、保護者への啓発や指導を行います。保護者自身もスマートフォン等について課題を感じていることが多いのではないかと推察し、この実態をふまえたうえで保護者への啓発や指導をどうしていくかを考えます。具体として、ＰＴＡをとおした保護者への啓発を行います。保護者への個別の啓発や指導は、個別の指導ケースで直接保護者に指導する場合や、保護者からの相談に応じる場合等に限られます。そこで、ＰＴＡをとおして保護者全体に啓発をすることを具体的な手立てとして進めていくことが必要になります。対象の保護者は、就学前年代の保護者からが理想です。また、家庭での取り組みとして、「スマホ等のきまり」（別紙１）の再配布により保護者の意識を高めます。こちらは平成27年、28年度に全家庭へ配布したものです。再配布することで、意識の向上につなげたいと考えています。以上です。

教　育　長 　ただいまの説明について、ぺージを追って、ご質問、ご意見をお願いします。

委　　　員 　SNSの中でLINEについて話が上がっていますが、FacebookやTwitterは平気なのですか。

指導主事 　TwitterなどのSNSは公開されているので、ネットパトロールなどで発見できます。しかしLINEは閉鎖性が高く、また安易に子どもが使用できます。そういった部分で、まずはLINEについて対処が必要だと思います。

委　　　員 　閉鎖性など、本当の怖さとしている部分が伝わればいいと思います。この点は、大人でも分からないことだと感じました。一見楽しそうな印象を受けますが、そういった怖さについても周知できればと思います。

委　　　員 　道徳教育に関する内容かもしれませんが、いじめる側の心の問題として、誰かをいじめることの快楽性の裏の部分や、スマートフォンへ依存している部分など、自分を振り返ることが必要だと思います。いじめに対しては、健全に育った子どもなら、人がいじめられていることは不愉快に感じると思います。いじめる側には何らかの問題があると思います。こういった指導の中で、そういった部分を振り返ることができればと思います。

指導主事 　普段からいじめ問題に対する指導は絶対に必要ですが、それとは別にスマートフォンへ特化した指導も必要だと考えています。そういった中で、普段の指導とスマートフォンに関する指導の繋がりに子どもたち自身が気づいてくれるような指導をしていければと思います。

委　　　員 　こういった決まりを基に生徒会や児童会などから自発的な取組みが出てくればいいですね。

委　　　員 　午前中に別の会議へ参加したのですが、今は赤ちゃんの頃からスマートフォンがある年代です。スマートフォンで連絡を取り合うので、コミュニケーションの機会が減っていると感じます。スマートフォンの悪い面が子育てにものしかかっていると思います。そういった部分でのしっかりした教育を子どもができる前から行う必要があると思います。今スマートフォンを使っている子どもたちにも、もちろん必要だと感じます。

教　育　長 　スマートフォンの依存も、薬物などの依存症と同じように治療が必要な領域になるのですか。

指導主事 　個々の状況にもよると思いますが、落ち着きがなくなるなどの精神状況の変化があるようなら、医療と連携をはかる必要があると思います。そういった依存の状況などを見定めるのは保護者になります。そのため、保護者には予防や対処法、症状などを啓発の中で知ってもらう必要があると感じています。

委　　　員 　子どもたちの親を見ていても、子どもを放って、会話などもなく、スマートフォンに集中しています。保護者に対しても、どういった影響を子どもに与えるかなどを教える必要があると思います。親の意識をしっかり持たせないと子どもにも注意はできないのではないでしょうか。

委　　　員 　講演会などを町民へ実施していくことが大切だと思います。赤ちゃんにスマートフォンの画面を見せて、泣きやませるようなことが常態化しています。そういった画面を見ることで、科学的な悪影響も確認されているようです。このような情報は知らない人が多いと思います。目には見えないけれども、こんな影響があるから、こういった決まりを作って子どもたちを守っていきましょうという取組みが必要だと思います。保護者への啓発や指導を前面に出し、他所の団体ともタイアップしていければいいですね。

教　育　長 　今の発言は生涯学習の担当者にも伝えてください。ここで認められた後の配付などの予定はどうなるのですか。

指導主事 　４月の校長会で校長先生方にご確認いただき、学校に配布すると考えています。

教　育　長 　それでは異議の無い方は挙手をお願いします。

委　　　員 　(全員挙手)

教　育　長 　全員賛成です。

(５)平成29年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について

指導主事 　それでは資料５をご覧ください。本議案は二度に分け、定例会の場でご提案いたしました。今回は２月定例会でいただいた、社会教育の部分について、特に修正したものです。こちらでよろしいか、ご意見伺いたいと思います。

教　育　長 　前回までに、ご意見をいただきました学校教育部分と生涯学習部分を一括で、ご意見を伺いたいと思います。ご意見がないようですので、異議の無い方は挙手をお願いします。

委　　　員 　(全員挙手)

教　育　長 　全員賛成です。

(６)真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について

（資料に基づき、真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について説明）

・真鶴町管内小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について審議

教　育　長 　このような形で今年度の人事が決定いたしました。承認いただける方は挙手をお願いします。

委　　　員 　(全員挙手)

教　育　長 　全員賛成です。それでは協議事項は以上になります。今回は月間行事計画をご覧いただき、報告資料からご質問ございましたらできる範囲でお答えするという形を取りたいと思います。ご質問ございますか。

教　育　長 　以上をもちまして３月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。